



食安監発第 0413001 号

平成 17 年 4 月 13 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

高病原性鳥インフルエンザ感染食鳥の食鳥処理場への搬入防止について

標記については、平成 16 年 3 月 4 日付け食安監発第 0304001 号により関係事業者に対し指導をするとともに、食鳥検査の実施について対応してきたところです。

今般、農林水産省では、家畜伝染病予防法第 52 条に基づく報告徴求について、法に基づき定期的に報告を求める緊急性は当面回避されたとの判断から、4 月第 5 週分の状況報告をもって中止する旨、別添のとおり各都道府県知事あて通知したところです。

厚生労働省においては、引き続き食鳥処理場への感染食鳥の搬入を防止する趣旨から、食鳥検査申請を受理する都道府県等の食品衛生担当部局においては、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第 27 条第 2 項に基づく検査申請書に、出荷前 3 日間の養鶏場における死亡割合が 10% を超えないことを追記するよう関係事業者に対する指導方よろしくお願いします。

写

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザに係る防疫対策について

平成16年1月、国内において79年ぶりとなる本病の発生が確認されて以降、我が国では計4件の発生が確認されたが、平成16年4月13日の最終発生に係る移動制限の解除以後現在まで、国内における新たな発生は確認されていない。

しかし、アジア地域における本病の発生状況をみると、依然として発生は終息しておらず、家禽類の飼養形態等を背景として常在化の様相を呈している。

このため、今後とも高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年11月18日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に基づき、家禽の所有者に対する異常家禽発見時の早期通報の徹底、的確な監視体制の維持等につき、一層の協力方をお願いする。

なお、「我が国における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う防疫の再徹底について」（平成16年3月4日付け15消安第6807号消費・安全局長通知）により実施してきた家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第52条に基づく報告徴求については、本日4月13日の食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会家禽疾病小委員会においても議論された。

同委員会では、本報告徴求については、

- ① 法の改正により、届出義務違反に関するペナルティの強化、移動制限を受けた農家に対する助成措置の制度化等により、よりの確な届出体制が整ったこと、
- ② 防疫指針の公表等により異常家禽発見時の早期通報の重要性を周知徹底し、浸透してきたこと

等に加え、渡り鳥の飛来による本病の侵入リスクが高まると考えられた冬季においても新たな発生が確認されなかったことから、法に基づく定期報告を継続的に求める必要性は当面低いと評価されたところである。

したがって、当該通知において「別に通知するまでの間」行うこととした法に基づく報告徴求を、4月第5週分の状況報告をもって中止し、必要があれば改めて報告を求めることとするので、御承知ありたい。ただし、今回の対応は本病の侵入リスクが

減少したことに対する措置ではないこと及び引き続き早期発見・早期通報が重要であることを飼養者、関係者等に対して十分周知願いたい。